

平成29年3月28日
東北経済産業局

「なみえ焼そば」地域団体商標登録へ
～東北地域の地域団体商標は46件に！～

特許庁は、福島県の『なみえ焼そば』（出願人：浪江町商工会）を登録査定※しましたのでお知らせします。

全国でこれまで613件の登録査定があり、今後、本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標の登録件数は46件となります。

※登録査定の通知を受領した後、30日以内に登録料（28,200円/区分）を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から10年間効力が継続します（更新も可能）。

1. 登録査定

都道府県：福島県

商標（よみがな）：なみえ焼そば（なみえやきそば）

出願人：浪江町商工会

2. その他

平成29年3月28日（火）特許庁ウェブサイトにて公表

【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名＋商品（サービス）名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ（地域団体商標制度）をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕 ○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況 等

URL：http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

（本件に関するお問い合わせ先）

東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室長 山口竜三

担当者：柴原

電話：022-221-4819（直通）

「なみえ焼そば」 (なみえやきそば) について

出願番号 : 2014-086467

出願日 : 平成26年10月14日

出願人 : 浪江町商工会
(福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下川原9番地1)

指定商品・役務 : 福島県双葉郡浪江町を発祥地とする調理済焼そば, 福島県双葉郡浪江町を発祥地とする焼そばのめん (第30類)

特長 : 約60年前、一次産業が盛んな福島県双葉郡浪江町で、労働者のために安くて腹持ちを良くしようと、「なみえ焼そば」が誕生しました。極太中華麺が最大の特徴で、具はシンプルに豚バラ肉とモヤシのみ。ラードを使って焼き、こってりとした濃厚ソースで仕上げます。一味唐辛子をかけて食べるのが通とされています。

東日本大震災前は町内約20の飲食店で提供されていました。それぞれの店で麺の太さやソースの味に違いはありましたが、町民に愛され続けるソウルフードです。浪江町商工会青年部員で構成する「浪江焼麺太国(なみえやきそばたいこく)」のPR活動により、知名度が全国区となりました。

平成28年10月28日、浪江町役場敷地内にオープンした仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」の浪江焼麺太国アンテナショップでも食べるできるようになりました。



(写真提供等 : 浪江町商工会)